

コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の概要

事業目的

- 長期避難者のための安定した生活環境を確保し、長期にわたる避難生活を安心して過ごせるよう、コミュニティを維持しつつ、災害公営住宅の整備を中心とした生活拠点の形成を促進する。

制度の特長

- ① 災害公営住宅を中心とした基盤整備とコミュニティ維持のためのソフト施策を一体的に実施
- ② 関連基盤整備等事業については、避難者の増加への対応や長期にわたる避難生活の安定という観点から対象事業を充実
- ③ 福島県、受入市町村、避難元市町村が連携し、共同で「生活拠点形成事業計画」を策定

対象地域

- 長期避難者を受け入れている市町村のうち、原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして、「生活拠点形成事業計画」を作成した受入市町村

予算規模

- 平成25年度予算 国費503億円（新規）

事業のスキーム

- ◆ 福島県及び受入市町村が共同して、受入市町村ごとに生活拠点形成事業計画を作成。
- ◆ 避難元市町村等が事業を実施する場合は、当該地方公共団体も作成主体として参画。
- ◆ 生活拠点形成事業計画に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付。

生活拠点形成事業計画の内容

- ① 生活拠点の形成に関する目標
- ② 公営住宅の整備又は管理に関する事業概要
- ③ ②以外の事業の事業概要及び居住制限者の避難の状況との関係
- ④ 事業に要する費用
- ⑤ 事業の実施主体
- ⑥ その他

生活拠点形成事業計画の計画期間

平成25年度から当面平成28年度までのうち、避難指示解除見込み時期等を勘案し設定

地方負担の軽減

本来の補助

※下線は基本国費率
(本来の補助率)

(例)

① 追加的な国庫補助

基幹事業の地方負担分の1/2を補助

避難者支援事業等に対し補助

追加的な国庫補助
(1/8) ※

災害公営住宅整備事業等 (3/4)

道路事業 (5.5/10~7/10)

公立学校施設整備費国庫負担事業
(1/2)

子育て支援のための拠点施設整備事業
(1/2)

追加的な国庫補助
(1.5/10~2.25/10)

追加的な国庫補助
(1/4)

追加的な国庫補助
(1/4)

避難者支援事業等
(80%)

② 地方交付税の加算：なお生じる地方負担は震災復興特別交付税で措置

※家賃や料金等の収入がある事業については震災復興特別交付税の対象外

交付対象事業

○ 基幹事業

生活拠点事業(必須事業)

災害公営住宅整備事業等

・災害公営住宅の整備

・災害公営住宅に係る用地取得造成等

災害公営住宅家賃低廉化事業

東日本大震災特別家賃低減事業

公営住宅等ストック総合改善事業

関連基盤整備等事業(選択事業)

- ・避難者の増加等に対応して、受入市町村の生活基盤等を整備するために必要な事業

インフラ

道路事業
下水道事業
都市公園事業

交通安全施設等整備事業
水道施設整備事業
埋蔵文化財発掘調査事業

教育・子育て施設関係

公立学校施設整備費国庫負担事業
学校施設環境改善事業
幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
認定こども園整備事業
保育所等の複合化・多機能化推進事業

保育所緊急整備事業
放課後児童クラブ整備事業
児童福祉施設等整備事業
子育て支援のための拠点施設整備事業

社会福祉施設関係

介護基盤復興まちづくり整備事業
介護基盤の緊急整備等特別対策事業
施設開設準備経費助成特別対策事業
定期借地権利用による整備促進特別事業

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業
地域介護・福祉空間整備推進事業
社会福祉施設等施設整備事業

- ・避難者の一定のニーズに対応して生活支援を行うために必要な事業

被災者生活支援事業（高齢者等に対する相談・生活支援等） 「農」のある暮らしづくり事業（市民農園等）

○ 避難者支援事業等

避難者の生活環境改善やコミュニティ維持のためのソフト事業など、基幹事業と一体となって効果を増大させる事業等を基幹事業の35%を上限に実施。

・地域住民と避難者の交流事業

・スクールバスの運行 等